



# 宮 崎 県 公 報

平成30年6月21日(木曜日) 第 3005 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
  - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
  - 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更…………… (障がい福祉課) 2
  - 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更…………… ( “ ) 2
  - 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2
  - 保安林の指定予定の通知(4件)…………… (自然環境課) 2
  - 道路の区域の変更(3件)…………… (道路保全課) 3
  - 道路の供用の開始…………… ( “ ) 4
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

頁

- 町村の意見…………… (商工政策課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出(5件)…………… (農村整備課) 4
- 都市計画の変更の案に関する公聴会の開催(2件)…………… (都市計画課) 7

### 公安委員会告示

- 特別遊泳場の指定…………… 8

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 8

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9

### 雑 報

- 宮崎県市町村職員共済組合の平成29年度決算の要旨…………… 10

## 告 示

### 宮崎県告示第 567号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204240	ヘルパーステーション ひなか	宮崎県都城市広原町17号9番地3	合同会社Heart Connection	宮崎県小林市北西方 963番地16	平成30年5月1日	訪問介護
4570800740	医療法人 暁星会 三財病院	宮崎県西都市下三財3378番地	医療法人暁星会	宮崎県西都市下三財3378番地	平成30年5月1日	訪問リハビリテーション
4572200352	養護老人ホーム八戸清流園	宮崎県西臼杵郡日之影町七折1850番地1	社会福祉法人高千穂天寿会	宮崎県西臼杵郡高千穂町上野17番地	平成30年5月1日	特定施設入居者生活介護
4570204257	デイサービスみらい	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地	合同会社みらい	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地	平成30年5月7日	通所介護

### 宮崎県告示第 568号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業所 番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4572200352	養護老人ホーム八 戸清流園	宮崎県西臼杵郡日 之影町七折1850番 地1	社会福祉法人高千 穂天寿会	宮崎県西臼杵郡高 千穂町上野17番地	平成30年5月1日	介護予防特定施 設入居者生活介 護

宮崎県告示第 569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更 年月日
		変更前	変更後	
そうごう薬局 三股仲町店	三股町	三股町大字 樺山3481番 地4	三股町大字 樺山3491番 地2	平成30年 6月4日

宮崎県告示第 570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う

指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更 年月日
		変更前	変更後	
そうごう薬局 三股仲町店	三股町	三股町大字 樺山3481番 地4	三股町大字 樺山3491番 地2	平成30年 6月4日

宮崎県告示第 571号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-11	映画	母の絶頂 湯舟で擦って	新田組 <新日本映像>	平成30年6 月13日
30年-12	映画	美熟セックス 母たちの秘密	佐藤吏組 <新東宝映画>	
30年-13	映画	白衣の妹 無防備なお尻	加藤組 <オーピー映画>	
30年-14	映画	スティルライフ オブ メモリーズ	ザフル、プレジュール <オムロ>	
30年-15	映画	2重螺旋の恋人 (原題) L' AMANT DOUBLE	キノフィルムズ (フランス、ベルギー)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 572号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字ツヅッキ山 9141-1、9142-1、9143-1、9143-3、9144-1、9144-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 573号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字木浦 5  
11-4

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 574号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字下野  
1401-48、1401-70

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 575号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字杉ノ  
原4906-5、4906-7、4906-13、4906-38、字黒仁田5048-2

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 576号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月21日から同年7月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土 原町東上那 珂字馬場田 14827番地 先から同市 同町東上那 珂字中牟田 13049番 1 地先まで	旧	8.1~ 65.1	941.1
			宮崎市佐土 原町東上那 珂字原田 1 4511番 3地 先から同市 同町東上那 珂字中牟田 13049番 1 地先まで		39.7~ 88.7	998.9
			宮崎市佐土 原町東上那 珂字原田 1 4511番 3地 先から同市 同町東上那 珂字中牟田 13049番 1 地先まで	新	29.9~ 88.7	998.9

宮崎県告示第 577号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月21日から同年7月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北保 字爰野5448 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 5473番1地 先まで	旧	7.3～ 27.4	69.8
				新	7.3～ 44.9	69.8

**宮崎県告示第 578号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月21日から同年7月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
454	県道	都井西 方線	串間市大字 本城字新潟 8136番1地 先から同市 同大字字西 寄8219番1 まで	旧	16.7～ 36.2	68.4
				新	16.7～ 40.5	81.3

**宮崎県告示第 579号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年6月21日から同年7月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
454	県道	都井西 方線	串間市大字 本城字新潟 8136番1地 先から同市	平成30年6月21日

同大字字西  
寄8219番1  
まで

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）学園木花台商業施設  
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成30年2月2日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年6月21日から平成30年7月23日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥野安美	宮崎市古城町後藤寺迫6397番地1
理 事	長友浩	宮崎市古城町相ヶ迫4854番地
理 事	奥野悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	櫻川安伸	宮崎市古城町桜町7344番地
理 事	戸高義誉	宮崎市古城町長田5845番地
監 事	奥野忠良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
監 事	鬼塚健太	宮崎市古城町山ノ城5723番地

（任期：平成32年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 安 美	宮崎市古城町後藤寺迫6397番地 1
理 事	長 友 浩	宮崎市古城町相ヶ迫4854番地
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	櫻 川 安 伸	宮崎市古城町桜町7344番地
理 事	長 友 光 弘	宮崎市北川内町坂谷4455番地 1
監 事	藤 本 春 仁	宮崎市北川内町坂谷4464番地
監 事	長 友 隆 志	宮崎市古城町柳町5082番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 田 睦 生	東諸県郡国富町大字八代南俣3685番地 2
理 事	黒 木 千 年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地
理 事	青 木 幸 夫	東諸県郡国富町大字八代北俣2303番地 3
理 事	福 田 誠	東諸県郡国富町大字八代北俣1930番地
理 事	大 野 貴 雄	東諸県郡国富町大字八代北俣1237番地
理 事	河 野 公 寿	東諸県郡国富町大字八代北俣1845番地 1
理 事	矢 野 勇 次	東諸県郡国富町大字八代北俣1903番地 1
理 事	馬 登 正 信	東諸県郡国富町大字八代南俣3790番地 1
監 事	高 橋 信 弘	東諸県郡国富町大字八代北俣1044番地 1

監 事	芝 吹 清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地 5
-----	-------	-----------------------

(任期：平成32年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 田 睦 生	東諸県郡国富町大字八代南俣3685番地 2
理 事	黒 木 千 年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地
理 事	高 橋 信 弘	東諸県郡国富町大字八代北俣1044番地 1
理 事	大和田 達 夫	東諸県郡国富町大字八代北俣1901番地 5
理 事	芝 吹 正 則	東諸県郡国富町大字八代南俣3681番地 2
理 事	井 上 誠 二	東諸県郡国富町大字八代北俣1964番地
理 事	松 村 貴 文	東諸県郡国富町大字八代北俣1757番地 5
理 事	日 野 良 隆	東諸県郡国富町大字八代南俣3686番地 2
監 事	黒 木 明 則	東諸県郡国富町大字八代北俣2051番地 4
監 事	芝 吹 清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地
理 事	白 坂 幸 三	東諸県郡国富町大字本庄4192番地
理 事	片 岡 幸 利	東諸県郡国富町大字本庄2093番地

理 事	長 友 和 昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地 2
理 事	児 玉 昌 弘	東諸県郡国富町大字本庄2410番地
理 事	享 保 吉 治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番 地
理 事	田 中 重 弘	東諸県郡国富町大字本庄5107番地
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	佐 藤 房 巳	東諸県郡国富町大字本庄6934番地
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監 事	大 山 憲一朗	東諸県郡国富町大字本庄5007番地 1

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地
理 事	白 坂 幸 三	東諸県郡国富町大字本庄4192番地
理 事	片 岡 幸 利	東諸県郡国富町大字本庄2093番地
理 事	長 友 和 昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地 2
理 事	巢 山 利 美	東諸県郡国富町大字本庄2743番地 5
理 事	吉 野 年 男	東諸県郡国富町大字宮王丸 247番 地
理 事	川 越 章 民	東諸県郡国富町大字本庄4017番地
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	大 山 憲一朗	東諸県郡国富町大字本庄5007番地 1
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監 事	福 嶋 昭 嗣	東諸県郡国富町大字本庄4152番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 律 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 489番 地
理 事	郡 康 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 575番 地
理 事	小 倉 国 照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番 地
理 事	郡 秀 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 408番 地
理 事	郡 典 満	東諸県郡国富町大字宮王丸 264番 地
理 事	長 嶺 光 輝	東諸県郡国富町大字宮王丸 345番 地
理 事	郡 義 富	東諸県郡国富町大字本庄2080番地 3
理 事	吉 野 憲 幸	東諸県郡国富町大字本庄 942番地
理 事	長 嶺 義 彦	東諸県郡国富町大字宮王丸 360番 地
理 事	鈴 木 英 子	東諸県郡国富町大字宮王丸 963番 地
監 事	郡 眞 一	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地
監 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 346番 地

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 眞 一	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地
理 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 346番 地

理 事	郡 勝 彦	東諸県郡国富町大字宮王丸 586番地 1
理 事	鶴 田 俊 則	東諸県郡国富町大字宮王丸 386番地 1
理 事	郡 弘	東諸県郡国富町大字宮王丸 408番地
理 事	長 嶺 博	東諸県郡国富町大字宮王丸 264番地
理 事	吉 岡 浩 司	東諸県郡国富町大字宮王丸 345番地
理 事	郡 光 幸	東諸県郡国富町大字宮王丸 557番地
理 事	鈴 木 幸 一	東諸県郡国富町大字本庄 942番地
理 事	児 玉 貞 利	東諸県郡国富町大字本庄2080番地 2
監 事	郡 康 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 575番地
監 事	郡 律 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 489番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 邦 治	西白杵郡高千穂町田原2326-1番地
理 事	工 藤 彰	西白杵郡高千穂町田原1836番地
理 事	内 倉 清 隆	西白杵郡高千穂町田原2126番地
理 事	竹 次 純 逸	西白杵郡高千穂町田原1785番地
理 事	佐 藤 道 雄	西白杵郡高千穂町田原2170番地
理 事	菅 善 夫	西白杵郡高千穂町田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	西白杵郡高千穂町田原2341番地

監 事	河 内 文 義	西白杵郡高千穂町田原2162番地
-----	---------	------------------

(任期：平成32年3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 邦 治	西白杵郡高千穂町田原2326-1番地
理 事	工 藤 彰	西白杵郡高千穂町田原1836番地
理 事	内 倉 清 隆	西白杵郡高千穂町田原2126番地
理 事	竹 次 純 逸	西白杵郡高千穂町田原1785番地
理 事	佐 藤 道 雄	西白杵郡高千穂町田原2170番地
理 事	菅 善 夫	西白杵郡高千穂町田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	西白杵郡高千穂町田原2341番地
監 事	河 内 文 義	西白杵郡高千穂町田原2162番地

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定に準じて、宮崎広域都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 開催の日時及び場所

- (1) 日時  
平成30年7月11日午前9時
- (2) 場所  
宮崎県庁附属棟 2階 202号室 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

#### 2 都市計画の変更の案の概要

宮崎広域都市計画区域（宮崎市及び国富町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

#### 3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成30年6月21日から平成30年7月4日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

#### 4 その他

##### (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

- (2) 都市計画の変更の案の縦覧期間  
平成30年6月21日から平成30年7月4日まで
- (3) 公聴会の中止  
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定に準じて、日向延岡新産業都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成30年6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時  
平成30年7月12日午後2時

- (2) 場所  
宮崎県日向総合庁舎第 1 会議室 日向市中町 2-14

2 都市計画の変更の案の概要

日向延岡新産業都市計画区域（延岡市、日向市及び門川町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成30年6月21日から平成30年7月4日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課及び門川町建設課

- (2) 都市計画の変更の案の縦覧期間  
平成30年6月21日から平成30年7月4日まで

- (3) 公聴会の中止  
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第73号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第37号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成30年6月21日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669 番地の 1 の先	平成30年7月7日から同 年9月2日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	平成30年7月7日から同 年9月2日まで

富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成30年7月1日から同 年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津海浜	平成30年7月7日から同 年8月31日まで
日南市栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地 1	平成30年7月8日から同 年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	平成30年7月13日から同 年8月27日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成30年6月21日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1 級	平成30年9月21日（金）午前9時30分から午後5時頃までの間
	2 級	平成30年9月20日（木）午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成30年7月23日（月）から8月3日（金）まで（土曜日及

び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級の検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受検資格認定書(1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年6月1日現在次のとおりである。

平成30年6月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,488人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,547人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年6月1日現在次のとおりである。

平成30年6月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 111,157人

都城市選挙区 45,724人

延岡市選挙区 34,947人

日南市選挙区 15,337人

小林市・西諸県郡選挙区 15,684人

日向市選挙区 17,172人

串間市選挙区 5,362人

西都市・西米良村選挙区 9,041人

えびの市選挙区 5,658人

北諸県郡選挙区 6,915人

東諸県郡選挙区 7,680人

児湯郡選挙区 19,512人

東臼杵郡選挙区 8,077人

西臼杵郡選挙区 5,862人

雑 報

宮 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。  
平成30年6月21日

宮崎県市町村職員共済組  
理事長 安 田 修

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過 的 長 期	経過 的 長 期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
収 入	負担金	3,436,850	9,057,879	472,406	61,691		128,943	191,336				
	掛金等	3,462,779	5,607,283	472,405				188,227				
	施設収入・商品売上								125,066			
	連合会交付金等	355,874				63,168				210		
	利息及び配当金	7				47	74	25	81,294	1	1	
	その他の収入	48,902				12		15,619	3,100	33,811	49,047	
	他経理から繰入					23,730		40,000				
	前年度支払準備金	500,956										
計	7,805,368	14,665,162	944,811	61,691	33,333	215,900	379,637	180,710	84,394	34,022	49,048	0
支 出	給付	3,185,507										
	役職員給与					84,001	38,887		6,377	255	13,063	
	旅費・事務費					9,059	7,214	672	502	318	1,798	
	商品仕入							1,981				
	委託費					1,897	3,762	76,806	50	50	2,083	
	支払利息						33,333		29,690	29,458	65	
	連合会払込金等	370,796				20,941	2,691			1,544		
	前期高齢者納付金	1,603,961										
	後期高齢者支援金	1,272,301										
	負担金等払込金		14,665,162	944,811	61,691	57,278						
他経理へ繰入	23,730						40,000					
その他の支出	708,291				28,485	214,240	86,004	2,866	432	8,980		
次年度支払準備金	497,537											
計	7,662,123	14,665,162	944,811	61,691	33,333	201,661	306,794	165,463	39,485	32,057	25,989	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	143,245	0	0	0	0	14,239	72,843	15,247	44,909	1,965	23,059	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過 的 長 期	経過 的 長 期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
資 産	流動資産	678,182	871,621	59,988	454	61,948	258,891	538,355	160,766	873,792	147,656	469,406
	固定資産					3,004,172	1,181	103	1,057,700	7,500,409	1,328,700	82
	繰延資産						200	847				40
	資産合計	678,182	871,621	59,988	454	3,066,120	260,272	539,305	1,218,466	8,374,201	1,476,356	469,528
負 債	流動負債	16,806	871,621	59,988	454		822	3,661	11,514	7,891,908	171	60,970
	固定負債	497,537				3,066,120	76,169	46,619	20,819	16,998	1,420,514	12,463
	負債合計	514,343	871,621	59,988	454	3,066,120	76,991	50,280	32,333	7,908,906	1,420,685	73,433
純 資 産	利益剰余金	163,839					183,281	489,025	1,186,133	465,295	55,671	396,095
	欠損金											
純資産合計	163,839	0	0	0	0	183,281	489,025	1,186,133	465,295	55,671	396,095	
負債・純資産合計	678,182	871,621	59,988	454	3,066,120	260,272	539,305	1,218,466	8,374,201	1,476,356	469,528	